

学校において予防すべき感染症とその出席停止の期間について

銚子市医師会

I 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。(学校保健安全法施行規則第 18 条)

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)及び鳥インフルエンザ(H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS)

[新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。]

第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び鳥インフルエンザ(H7N9)を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

	病名	出席停止の期間の基準		感染期間
		法	銚子市	
第一種	上記参照	治癒するまで(学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 号)	同 左	
第二種	第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。(学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号)			
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)・(H7N9)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで	同 左	発病後 3~4 日
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	同 左	カタル期~4 週間
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	同 左	発疹出現前 5 日~出現後 3~4 日(大体発疹前)
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	同 左	耳下腺腫脹前 7 日~腫脹後 9 日
	風しん	発しんが消失するまで	同 左	発疹出現前 7 日~出現後 7 日
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	同 左	発疹出現前 1 日~すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	同 左	結膜からのウイルスは 2 週間 証明咽頭分泌物から約 2 週間、便から 3~4 週間 プールを介しての流行に注意
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで(学校保健安全法施行規則第 19 条第 3 号)		
第三種	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで(学校保健安全法施行規則第 19 条第 3 号)			
第三種	コレラ	感染のおそれなくなるまで	菌が陰性を確認するまで	抗菌薬を中止して 48 時間経過した後に、24 時間以上の間隔をおいて、連続 2 回以上検便で陰性を確認する。
	細菌性赤痢		菌が陰性を確認するまで	治療終了後、48 時間以降 24 時間以上の間隔で、2 回連続の検便で陰性を確認する。

第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがなく なるまで	同 左	服薬中と服薬中止後、48 時間以上経過した時点の連続 2 回の検査が陰性化するまで	
	腸チフス		菌が陰性を確認するまで	治療終了後48時間以降24時間以上の間隔で3回連続の検便で陰性を確認する。	
	パラチフス				
	流行性角結膜炎		10 日～14 日	結膜に2～3週ウイルスが証明できる	
	急性出血性結膜炎		3 日～4 日	結膜からはウイルスは3～4日便中には8日目まで証明	
	その他の感染症 (別表のとおり)				

II 学級閉鎖、学校閉鎖について

上記、感染期間と感染源及び、感染経路を考慮して、校医が助言する。

【別表】

	その他の感染症	出席停止の期間の基準（銚子市）
第 三 種	溶連菌感染症	適切な抗生剤治療が行われていれば、ほとんどの場合 24 時間以内に他人への感染を防げる程度に病原菌を抑制できるので、抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ、登校可能。
	ウイルス性肝炎	A 型肝炎については、肝機能が正常になった者については登校が可能。B 型、C 型肝炎については、患者本人に入院治療を要する場合を除き登校可能。
	手足口病	有熱中は安静と治療のため出席停止。感染予防を重視して長期間出席停止を指示するのは実際的でない。 糞便のみからウイルスが排泄されている程度の場合は、学校内での感染力は強くないと判断されるので、全身症状の安定した者については登校可能。
	伝染性紅斑	発疹時には感染力はほとんど消失していると考えられるので、発疹のみで全身状態のよい者は登校可能。
	ヘルパンギーナ	手足口病に準じる。
	マイコプラズマ感染症	感染が最も強く見られるのは急性期であるので、症状の強い急性期症状が改善した後、全身状態のよい者は登校可能。
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	ウイルス性腸管感染症は、症状のある間が主なウイルスの排泄期間であるため、下痢・嘔吐症状から回復した後、全身症状のよい者は登校可能。
	頭じらみ	出席停止の必要はない。
	水いぼ (伝染性軟疣(属)腫)	通常出席停止の必要はないが、多数の発疹のある者については、プールでビート板や浮輪の共用をしないなどの配慮が必要。いずれ治るものであることを理解させることも必要である。
	伝染性皮膚疾患 (伝染性膿痂疹)	出席停止の必要はない。

平成 26 年 8 月変更